

宮本アスナロタイガーススポーツ少年団規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本団の名称は宮本アスナロタイガースと称する。以下「本団」と略す

(事務所)

第2条 団の事務所は事務局長方に置く。

(目的)

第3条 本団は、少年野球を通じて、集団生活の中から規律を学び、青少年の健全な心身の育成に資することを目的とする。

第2章 団員、役員

(登録)

第4条 本団は日本スポーツ少年団設置規則の定めるところにより団の登録を行う。また、登録した団員及び指導者は、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとし、その費用は本団が負担する。

(加入)

第5条 本団への加入登録は、本団が別に定める所定の用紙にて行う。

(加入登録)

第6条 原則として、団員は4歳(年中)から小学生とし、小学校卒業をもって卒団とする。但し、本人の希望により在籍を続けることを可能とする。

(役員)

第7条 本団には次の役員を置く。

団長：1名、野球部会理事：1名、事務局長：1名、副事務局長：1名
事務局広報：1名：父母会：会長、副会長計2名、監督：1名
会計監査：1名、会計：1名、ユニフォーム管理：1名、コーチ：数名

2項 必要と認める場合、その他の役員を置くことができるものとする。

3項 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

4項 役員に欠員が生じた場合は他の役員間で協議し補欠を充てる。補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員の変更、解任)

第8条 役員の変更及び解任は、在団する団員の3分の2をもって可能とする。

(役員以外の父母の役割)

第9条 役員以外の父母は、役員を補佐し、団の活動に係る役割を行わなければならない

第3章 会計

(会計)

- 第10条 本団の会計は、団費、ユニフォーム貸与代、寄付金、その他の収入により支弁する。会計年度は1月1日から12月31日までとする。
- 2項 会計役員は経理の状況を明らかにし、合理的な執行に努めるとともに、定期(年1回)は報告しなければならない。
- 3項 会計役員は他の役員と協議し、必要と認める場合は団員の家庭等から団費、ユニフォーム貸与代以外の費用を徴収することができる。

(団費)

- 第11条 団費は団員1人当たり年24,000円とし、1月から6月を上半期7月から12月を下半期として各期分を、指定の期日までに指定の方法で納付する。ただし、同じ年度に兄弟が在団している団員の団費は2分の1とする。
- 2項 年の途中で退団する場合、すでに徴収した団費、ユニフォーム貸与代は返納しない。

(貸与品)

- 第12条 団員にはユニフォームを有償で貸与する。
- 2項 団費とは別に団員1人当たり年1,500円のユニフォーム貸与代を徴収する。ユニフォーム貸与代は上半期の団費と同時に徴収する。
- 3項 団員が卒団又は退団する時は、ユニフォームを団に返納する。
- 4項 体形変化に伴うサイズ交換、通常使用に伴う汚破損があった場合はユニフォームを交換するが、過失の場合は自己負担とする。

第4章 会議

(会議の開催)

- 第13条 会議は総会と称し、定期又は臨時に開催するものとする。
- 2項 定期総会は会計年度終了後速やかに開催する。
- 3項 臨時総会は団長、その他の役員が必要と認めた場合に開催する。

第5章 その他

(規約)の改正

- 第14条 本規約の改正は、総会において承認を得なければならない。

(団の解散)

- 第15条 本団を解散するときは、総会において承認を得なければならない。

(その他)

- 第16条 本規約に定めるものの他は、団長と役員が協議し定める

令和5年3月12日施工